

シリーズ
知って納得！
地域自治区

第7回

地域協議会ってどんな会議なの？

市では現在、合併前上越市の区域への地域自治区の導入を目指しています。このシリーズでは、地域自治区制度について、より多くの市民の皆さんから知っていただくため、毎回テーマを絞って説明していきます。（このシリーズは、毎月15日号で連載しています）

■問合せ…自治・地域振興課（内線1449、1547）

今回は、各地域自治区に設置される地域協議会の活動について、現在の13区の状況を紹介いたします。

地域協議会の役割は？

各区における地域の課題を議論し、意見を取りまとめて市長に伝えることが役割です。地域協議会は市長から諮問された（意見を求められた）案件を審議するだけでなく、区内の課題を自主的に審議し、意見を提出することができます。

13区では…

地域協議会は、平成17年から平成20年12月末までに13区合計で569回開催されています。この間に地域協議会に市長から諮問された案件は、区内の公共施設の設定や管理・運営など、合計で615件あります。また、地域協議会が自主的に審議した案件は、身近な暮らしの課題から地域特性をいかしたまちづくりのあり方など、合計で139件あります。

どんな人が地域協議会の委員になれるの？

委員には、議員、公務員などを除き、その区の中で暮している25歳以上の方であればどなたでも応募できます。応募者が定数よりも多かった場合は、住民の皆さんによる投票を行い、その結果をもとに市長が選びます。一方、少なかった場合は、年齢や性別など委員の構成に配慮して市長が選ぶこととなります。

13区では…

旧町村の議員経験者や町内会長、市民団体に活動中の人など、これまで市政やまちづくりに深くかかわってきた人だけでなく、会社員、自営業者など、さまざまな立場・経歴の人が委員となつています。なお、192人の委員のうち女性の割合は約2割です。

地域協議会は、どんな時に開かれるの？

地域協議会は、会長が必要と認める場合や、各地域協議

会が決める数以上の委員からの請求があつたときに開かれます。

13区では…

会議の開催頻度は区によって異なりますが、おおむね月1回程度です。開催時間は日中や夕方など、各協議会で決めていきます。通常の会議のほかにも、自主的な事前打合せや勉強会、地域協議会独自の地域の皆さんとの懇談会など、各協議会で工夫しながら運営が行われています。

市長は、地域協議会からの意見にどのように対応するの？

地域協議会は、市長が地域の声を聴くために設置する機関であり、市長はその意見を尊重します。ただし、意見の内容や市の財政状況などを勘案し、市政に反映させることができない場合もあります。なお、意見に対する市の考え方や対応方針は、おおむね1か月後に地域協議会に文書で回答します。

13区では…

例えば、地域協議会が自主的に審議した案件の場合、平成17年から平成20年12月末までに66件で意見書が提出され、その約8割が事業化などに結びついています。



▲地域協議会での議論の様子(浦川原区)



地域協議会は誰でも傍聴できます。議事録は、市役所本庁の市政情報コーナー、南北出張所、各区の総合事務所、市のホームページで公開しています。